

10万円以上(税抜)の リフォーム工事に 助成金が出ます!

(おやま地域振興券)

最高
2万円



小山町民が、町内施工業者(裏面の登録施工業者名簿を参照)を利用して、下記住宅店舗関連工事を行い、その工事代金を支払った場合に、最高2万円の助成金(おやま地域振興券)が支給されます。

■ 受付開始日

令和5年7月3日(月)

■ 基準日は?

請負契約日が令和5年7月3日以降であるもの。

■ 申請・受付は?

申請書類の届出は、登録施工業者へ委任することができますので、お気軽にご相談ください。
必ず工事着工前に申請してください。

■ 対象物件は? (下記①、②のいずれか)

①町民が町内に所有する個人住宅

※賃貸物件は除きます。

②町内に所在する店舗、工場、事業所、事務所

〃

■ 対象工事は? (下記①～②のすべてを満たすもの、及び※印参照)

①本事業の登録施工業者によるリフォーム工事

②金額 10 万円以上(税抜)で、令和5年 12 月 31 日までに完了できる工事

※新築、他機関から助成(例-耐震補強工事)を受ける工事は対象外とします。

■ 助成金の額・助成方法は? 全額おやま地域振興券で支給

工事金額(税抜)	10万円以上 20万円未満	20万円以上
助成金額(一律)	10,000円	20,000円

※申請後、追加工事等で工事金額が増えても助成金は増額しません。

※工事金額が減った場合は、助成金額は再計算(減額含む)となります。

※本助成金は税務上、課税の対象となります(一時所得、雑収入)。

- ◆ 本事業の申請受付、審査会、支給事務等は小山町商工会が行います。
- ◆ 本事業の利用は、同一住宅・同一店舗等で期間内1回限りです。
- ◆ 本事業は申請額の合計が予算額に到達した時点で受付を終了します。
- ◆ 本事業は審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。

